

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府指令市第2654号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前		
<p>(企業団の共同処理する事務)</p> <p>第3条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 水道用水供給事業の経営に関する事務</p> <p><u>(2) 水道事業（構成団体が自ら行うものを除く。）の経営に関する事務</u></p> <p>(3) 水道事業の受託・技術的支援に関する事務</p> <p>(4) 工業用水道事業の経営に関する事務</p> <p>(5) 前各号に附帯する一切の事務</p> <p>(企業団の事務所の位置)</p> <p>第4条 企業団の事務所は、<u>大阪市内</u>に置く。</p> <p>第2章 企業団の議会 (企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)</p> <p>第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、<u>●</u>人とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </td> </tr> </table>	<p>大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>	<p>(企業団の共同処理する事務)</p> <p>第3条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 水道用水供給事業の経営に関する事務</p> <p>(2) 水道事業の受託・技術的支援に関する事務</p> <p>(3) 工業用水道事業の経営に関する事務</p> <p>(4) 前<u>3</u>号に附帯する一切の事務</p> <p>(企業団の事務所の位置)</p> <p>第4条 企業団の事務所は、<u>大阪市中央区谷町2丁目3番12号</u>に置く。</p> <p>第2章 企業団の議会 (企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)</p> <p>第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、<u>30</u>人とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </td> </tr> </table>	<p>堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>
<p>大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>			
<p>堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>			

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。